『公共工事発注者支援本部』設置による発注者に対する支援等の推進

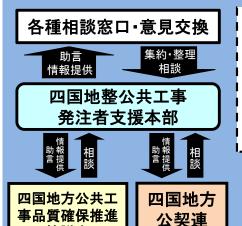
- 品確法※第22条に基づく運用指針の本格運用(H27.4~)を踏まえ、市町村等の発注者に対する支援や連携を可能とするため、全47都道府県に、① 国の相談窓口、② 都道府県毎の発注者協議会を設置
 ※公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)
- 〇 国による効果的な支援の実施に向けて、<u>地方整備局等における体制の強化</u>が必要
 - <u>「公共工事発注者支援本部」を設置</u>し、<u>関係部局の連携による支援</u>を推進

■ 公共工事発注者支援本部について

- 各地方整備局及び北海道開発局に設置。平成27年9月1日より、全面的に運用開始。
- 公共工事の発注者の発注関係事務に係る以下の事務について対応。 関係部局間の連携を強化。
 - i. 相談(各種施策の推進に当たっての課題 等)
- ii. 必要な情報提供及び助言

iii. その他の必要な支援

<四国ブロックの運用>



協議会

- 〇 支援本部の役割
- ・既存の様々な窓口で把握した発注者が抱えている課題等 について、支援本部で<u>一元的に集約・整理</u>
- ・品確協※1、公契連※2等を通じた情報提供や助言の実施

※1公共工事品質確保推進協議会

※2公共工事契約制度運用連絡協議会

立場の異なる発注者からの広範な相談内容も 参考に、より効果的な情報提供・助言が可能

